

熱中症対策推進会議の開催について

令和 3 年 3 月 25 日
令和 4 年 3 月 1 日改定
令和 5 年 5 月 29 日改定
令和 6 年 4 月 1 日改定
令和 6 年 7 月 23 日改定
令和 7 年 6 月 18 日改定
関係府省庁申合せ

1. 近年、熱中症による死亡者数が急増する等、気候変動の問題は気候危機ともいふべき状況に至っている。熱中症が予防できる疾患であり、また、幅広い分野で対策が必要であることを踏まえ、必要な施策を関係行政機関が緊密な連携の下、総合的かつ計画的に推進するため、熱中症対策推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。
2. 推進会議の構成は、別記 1 のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加又は関係者に出席を求めることができる。
3. 推進会議の下に、幹事会を置く。幹事会の構成は別記 2 のとおりとする。ただし、幹事長は、必要があると認めるときは、構成員を追加又は関係者に出席を求めることができる。
4. 推進会議及び幹事会の庶務は、環境省において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。また、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、幹事長が定める。

附 則

推進会議の開催に伴い、熱中症関係省庁連絡会議（平成 19 年 12 月 21 日設置）は廃止し、これまで同会議で決定した事項及び検討した事項等については、推進会議に引き継ぐものとする。

別記 1

議長	環境大臣
副議長	環境大臣が指名する環境副大臣
構成員	内閣府大臣官房審議官（防災担当） 内閣府孤独・孤立対策推進室長 こども家庭庁成育局長 消防庁審議官 文部科学省総合教育政策局長 スポーツ庁審議官 厚生労働省健康・生活衛生局長 農林水産省大臣官房生産振興審議官 経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 国土交通省総合政策局長 観光庁審議官 気象庁大気海洋部長 環境省大臣官房環境保健部長

別記 2

幹事長	環境省大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室長
構成員	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官 （普及啓発・連携担当） 内閣府孤独・孤立対策推進室参事官 こども家庭庁成育局安全対策課長 消防庁救急企画室長 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学 習・安全課安全教育推進室長 スポーツ庁健康スポーツ課長 厚生労働省健康・生活衛生局健康課長 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長 農林水産省農産局農産政策部技術普及課生産資材対策 室長 経済産業省大臣官房総務課危機管理・災害対策室長 国土交通省総合政策局環境政策課長 観光庁旅行業務適正化指導室長 気象庁大気海洋部業務課長 環境省地球環境局総務課気候変動科学・適応室長